

村山市営住宅入居者各位

本宮市役所 建築住宅課

市営住宅のペット飼育禁止について

日頃より、本市の住宅行政につきましてご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、村山市営住宅において、ペットを飼育している世帯があるとの情報提供がありました。

村山市営住宅での本宮市営住宅動物飼育要綱第2条により、種類にかかわらず動物の飼育は禁止です。

動物を飼育している方は早急に知人に預ける等の措置を行ってください。

なお、改善が見られない場合、明渡訴訟に発展する恐れがありますことご承知おきください。